

独立行政法人国立病院機構福島病院敷地内の土地・建物を活用し
看護学校を設置・運営する法人等の公募に関する公示

1. 応募受付開始 平成30年 8月10日（金）

※ 公示期間 自：平成30年 8月10日（金）
至：平成31年 7月31日（水）

2. 応募受付締切 平成31年 7月31日（水）

3. 公募要領 別紙のとおり

独立行政法人国立病院機構福島病院

(照会先)

〒962-8507

福島県須賀川市芦田塚13

独立行政法人国立病院機構福島病院事務部企画課

電話番号 0248-75-2199

FAX 0248-76-2382

独立行政法人国立病院機構福島病院敷地内の土地・建物を活用し
看護学校を設置・運営する法人等の公募に関する要領

1. 趣 旨

医療内容の高度化・複雑化や多職種チームにより医療を提供する現在の医療現場において、看護師には、高いレベルの知識・技術に基づき、自らが主体的に行動し判断を下していくことのできる能力が求められている。医療現場最大の人的資源である看護師が知識・技術レベルを一層高め、チーム医療における医師等との連携・協働のもと、患者ケアの中心的な役割を果たしていくことで、病院の生産性は向上し、患者に最善の医療を提供し続けていくことが可能となる。

国立病院機構福島病院附属看護学校は、現在、3年の修学年限で看護師の育成を行っているが、平成33年3月を以って閉校することとなった。国立病院機構をはじめ、社会に期待される看護職の役割を果たし、今後ますます複雑、高度化することが予測されると共に、高齢化に伴う需要が高まることが予測されることに鑑み、平成33年4月以降、引き続き看護師育成する法人等に、土地・建物等を貸し出すことにより、福島県の看護師確保を図り地域社会に貢献したいと考える。

本要項は、以上のような趣旨を理解したうえで、独立行政法人国立病院機構福島病院敷地内の土地・建物を活用し、看護学校（保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条に定める看護学校養成所をいう。以下同じ）設置・運営しようとする学校法人等（以下「学校法人等」という。）の公募に関し、必用な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 事業名等

独立行政法人国立病院機構福島病院敷地内における看護学校の設置・運営事業

(2) 事業の内容

上記(1)の事業を実施する学校法人等は、福島病院が指定する看護学校に係る土地及び建物を有償で借り受け、看護学校を設置・運営する。

(3) 看護学校の規模（設置当初）

看護学校の1学年定員は40名程度とする。

(4) 看護学校の設置時期

看護学校の設置時期は平成33年4月とする。

3. 貸付を行う土地・建物の概要

国立病院機構福島病院附属看護学校及び体育館

(1) 建物の面積：①学校 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建、H16年竣工、

延床面積1,744.49㎡

①体育館 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、H23年竣工、

延床面積 390 m²

(2) 土地の面積：8,426.83 m²

4. 応募資格及び学校法人等に求める条件

(1) 応募資格

原則として、以下の条件を満たしていること。

- ① 学校運営に関し、健全で安定的な運営が行われること。
- ② 臨地実習を行える病院を確保できること。
- ③ 法人については法人格を有していること。

(2) 学校法人等に求める条件

ア 学校運営について

- ① 国民一人ひとりの健康と我が国の医療の向上をめざすという国立病院機構の理念を共有できること。
- ② 隣地実習は、福島病院等国立病院機構各病院の臨床現場を含めること。
- ③ 看護学校の設置・運営のための整備及び運営に係る費用は、学校法人等の負担とする。

イ 土地及び建物の貸付け等

① 土地・建物

- ・ 土地・建物については、事業用定期借地権設定契約の締結による有償貸付けとし、賃貸借契約期間は、平成33年4月1日以降、契約日から20年間とする。
- ・ 既存建物の整備等に要する費用は、学校法人等の負担とする。

② 備品・教材

現在使用している備品類（机・椅子等）や教材（図書等）で福島病院に帰属するものについては、学校法人等が希望する場合は、協議の上、適正価格で売却する。

③ 施設管理経費

看護学校の建物及び設備の維持管理経費については、学校法人等の負担とする。

ウ 貸付物件予定賃借料等

- ・ 看護学校に係る土地・建物の1年当たり賃借料としての見込額を計上すること。
- ・ 不動産鑑定による評価、近隣の実勢価格等を勘案して、福島病院が算定する価格（予定価格）を下回らない価格で応募者が提示した見積額とする。なお、貸付物件に別途、租税公課が付される場合は、自治体等からの請求に基づき、応募者の実費負担とする。

5. 応募書類の提出等

(1) 受付期間

平成30年 8月10日（金木）～平成31年 7月31日（水）までの9時00分から17時00分までの受付期間内に、持参又は郵送による提出する（ただし、土・日曜日及び祝日は除く）。

(2) 提出先

独立行政法人国立病院機構福島病院事務部企画課
〒962-8507

福島県須賀川市芦田塚13

電話 0248-75-2199

(3) 応募書類（別添様式）

ア 応募企画書

①学校法人等の概要

- ・理念
- ・組織及び意思決定機関
- ・役員等名簿
- ・経営状況
- ・関連法人

②看護学校の運営

- ・教育理念及び運営方針
※看護学校が目指す教育理念、教育内容に対する考え方
※福島病院等国立病院機構各病院との連携方針
※看護学校の運営に関する提案書
- ・組織体制
- ・運営計画
※学生定員
※授業料・入学金等学生納付金
※収支計画 等
- ・教職員の確保対策
- ・学生の確保対策
- ・設置に向けた準備体制
- ・将来構想
- ・その他、企画提案事項等

イ 土地。建物の賃貸料の見積書（封入のこと）

ウ その他関係資料

- ①寄付行為
- ②学校法人等登記簿謄本
- ③印鑑証明書
- ④財務関係書類（過去3期分の損益計算書、貸借対照表等財務関係決算書類）
- ⑤その他、事業実績に関する資料等

(4) 提出部数

ア 応募企画書については、3部を提出する。ただし、応募企画書の1部は、学校法人等の代表者の押印がある正本とし、他の2部はその写しとする。

イ その他関係資料については、正本各1部を提出する。

(5) 応募費用の負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

(6) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、福島病院は、看護学校設置法人

等の決定の公表等で必要な場合は、応募書類等の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出された応募書類は、理由の如何に関わらず返却しない。

(7) その他

- ア 応募は、一応募者につき一提案とし、複数案の提出はできない。
- イ 応募書類に虚偽の記載があった場合、または、応募や選定審査を妨害するなど手続きの遂行に支障をきたす行為があったと認められる場合は、当該応募者の応募を無効とすることがある。
- ウ 必要と認める場合は、追加書類の提出を求める事がある。
- エ 必要と認める場合は、応募書類の提出後にヒアリングを実施する場合がある。
- オ 当公募への応募に際し、知り得た情報は他に漏らしてはならない。

6. 看護学校設置法人等の決定等

(1) 看護学校設置法人等の決定等

看護学校設置法人等は、選定委員会において応募企画書等をもとに審査した上で、決定する。

なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 審査項目

【応募企画書】

ア 法人の運営

- ①理念・基本方針が公正・適切であり、福島病院の理念・目的と共通するものがあるか。
- ②看護学校の運営について知見を有しているか。

イ 運営方針

- ①応募の主旨と合致した運営方針となっているか。
- ②臨床現場での自習等における福島病院等国立病院機構各病院との連携方法は、公募の主旨を踏まえたものとなっているか。
- ③看護実践能力の習得を重視する看護教育方法について具体的提案が行われているか。
- ④育成する看護師像、医療現場における役割等が明確であり、且つ、それらは公募の主と合致しているか。
- ⑤就職支援の考え方は、卒業生の能力を考慮したものとなっているか。
- ⑥看護学校の運営に関し、医療現場のニーズに踏まえた積極的な提案があるか。

ウ 組織体制

- ①組織の構造・指揮命令系統・責任と権限が明確になっているか。
- ②危機管理体制は確実か。

エ 運営計画

- ①貸付け対象の土地・建物等に対し学生定員は適切な水準となっているか。
- ②授業料・入学金等学生の納付金は比較的廉価な水準となっているか。
- ③収支計画は、将来にわたって安定的な学校運営を行っていくことのできるものとなっているか。

- ④職員確保のための方策が具体的・現実的なものとなっているか。
- ⑤学生確保のための方策が具体的・現実的なものとなっているか。
- ⑥設置に向けた準備体制は現実可能なものとなっているか。

オ 将来構想

将来構想の有無。または、それは医療現場のニーズを踏まえて適切で、現実的な構想であるか。

カ その他、提案事項等

【応募者の提案した貸付物件賃借料】

福島病院が別途算定する価格（予定価格）を下回らない見積額となっているか。

(3) 審査結果

審査結果は、応募者全員に対し文書で通知する。なお、看護学校等設置法人等の決定は、平成31年8月下旬までを目途に行う。

7. その他

(1) 看護学校設置法人等の決定の取消し

看護学校設置法人等として決定した学校法人等が、看護学校の設置に向けた準備を進める過程で、応募企画書と著しく異なる方針を取った場合には、福島病院は当該学校法人等を看護学校設置法人等とした決定を取り消す。

(2) 公募等に付随する事項に係る協議

看護学校設置法人等の公募等に付随する事項で本要領に定めのないものについては別途協議する。